

X 防 災 計 画

○防火・防災に関する内規

- 第1条 この規定は北山高等学校における防火管理の徹底を期し、もって火災、その他の災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するため、防災管理について必要な事項は、この規定の定めるところによるものとする。
- 第3条 防火管理の諮問機関として防火対策委員会を設ける。
- 第4条 委員会の構成は委員長、副委員長、各係その他必要な人員でもって構成する。
- 第5条 校舎の各室には防火責任者をおく。防火責任者は与えられた各々の室の防火に万全を期さなければならない。
- 第6条 火気を使用した場合は、細心に点検して、残火の有無を確かめてから下校するものとする。
- 第7条 本校自衛防火班は、職員と生徒をもって組織し、本部、消火、避難誘導、物品搬出、監視、検索、警備、連絡、救護の各係をもって構成する。
- 第8条 前条の編成及び名簿は別表の通りとする。
- 第9条 各係員は火災、風災等を発見認知したときは大声をもって連呼し、火災報知器で知らすと同時に消防署、警察署に急報し臨機応変の処置をなし、被害の軽減につとめるものとする。
- 第10条 前条の非常信号を認知したときは、冷静、迅速に生徒を避難計画書（別表）に基づき所定の安全な場所に誘導し、更に火災は防火編成に基づき各分担任務に従事するものとする。
- 第11条 防災訓練は年一回以上実施し、非常時における被害の軽減をはかるための訓練をするものとする。
- 第12条 夜間及び休日に火災が起こった時は、警備員は初期防火に努めると共に火災報知器をならし、且つ消防署及び校長（教頭）や連絡係に急報しなければならない。
- 第13条 前条の場合、連絡係は各係に適切な手段でもって連絡をとらなければならない。
- 第14条 重要書類、その他重要物品は火災の際直ちに搬出できるように「非常持出」の赤文字を張っておかなければならない。
- 第15条 各職員は非常持出品、その他重要書類、発火性薬品の所在場所、火気を用いる場所、電線、防火具等の所在場所を認知しておかなければならない。
- 第16条 各係の任務は次の通りとする。
- | | |
|-------|-------------------------|
| 本 部 | 防火計画の策定及び訓練にあたる。 |
| 消 火 係 | 消火にあたる。 |
| 避難誘導係 | 全校生徒を各教室より安全に校庭に避難誘導する。 |
| 検 索 係 | 避難後、校舎内外の生徒の有無を確かめる。 |
| 警 備 係 | 飛び火及び悪質外来者の侵入を防ぐ。 |
| 物品監視係 | 搬出物品を監視する。 |
| 連 絡 係 | 各関係の連絡にあたる。 |
| 救 護 係 | 事故者の救護にあたる。 |